

研修会報告書

災害総合支援機構（RMO）研修会 「災害に備える損害保険について」

講師

田辺 靖
株式会社建築家会館 支配人専務執行役員

横田 健
損害保険ジャパン株式会社団体・公務開発部 第二課 課長代理

- ・日 時 2021年8月23日（月）16：00～18：00（オンライン）
- ・プログラム
16：00～17：15 講演
17：15～18：00 質疑応答、意見交換

趣旨説明

災害が発生した際、損害保険にはどのような役割があるのでしょうか。災害に係るリスクを補償する火災保険、地震保険について理解を深めることは、災害復旧の活動にとって大変重要であると考えます。火災保険は、単に火災による損害を補償するのみでなく、現在では住まいに係る損害を幅広く補償しております。今回は、補償内容のみでなく、保険金の支払いの流れや近年の大規模災害時における保険会社の査定体制についても話を頂く予定です。被災者の方の復旧支援に携わる方にとっては、重要かつ興味のある話が聞ける機会になると考えております。

（講演要旨）

1. 災害に備える損害保険の趣旨

1-1 損害保険とは、

自然災害や事故による不測の出来事、第三者への損害賠償責任の負担や事業で被る不利益等について、不安を感じている人々から一定の保険料を集めて、被害にあった場合その資金のなかから保険金を受け取ることができる制度。相互扶助のシステムのもとで人々のリスクを軽減することである。

1-2 自然災害に対する損害保険協会の現状認識（2021年6月30日協会長コメント）

近年風水害が激甚化・頻発化しているのはCO₂等の温室効果ガス濃度の上昇による地球温暖化によるものとされている。気候変動にともなう大規模自然災害の増加や、世界的なパンデミックの発生は、リスク分散を図ることが難しい事象であり、保険制度に新しい課題を突きつけている。

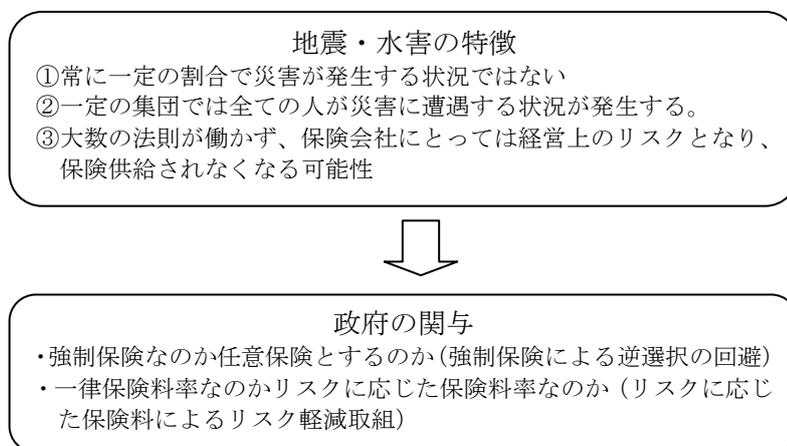
1-3 自然災害に対する海外の保険会社の認識

・世界的な温暖化によって今後、数十年にわたって損害額を増加させる要因になると予想する。

・気象変動リスクが長期的に軽減されなければ、気候条件の予想外の変化と社会経済的動向を受けてエクスポージャー（リスクにさらされる資産）の大きな地域を中心に保険引受が不可能になる恐れがある。

・保険会社は、気候変動の影響に関する科学的知見を積極的に追跡し、地域のリスク軽減策を万全にしておく必要がある。

1-4 自然災害に対する保険についての政府の関与について



1-5 外国の自然災害保険制度について（省略）

2. 自然災害を補償する損害保険

- ・すまいの保険（火災保険）・・・火災だけでなく風災、水災、雪災、落雷などの損害を補償する商品もある。
- ・くるまの保険（任意の自動車保険）・・・「車両保険」を付けていると、台風や洪水などの風水災等によって自動車が損害を被った場合に保険金が支払われる。
- ・からだの保険（傷害保険）・・・台風や洪水などの風水災等によってケガをした場合に、保険金が支払われる。

3. 火災保険・地震保険の概要

3-1 火災保険の概要

1) 火災保険の必要性

火災や自然災害等で建物や家財が損害を受けた場合、それらを再建・再取得する費用、賃貸住宅、二重ローンなどに係る費用など多大な費用負担が生じる。突然発生する経済負担を軽減し、早期に生活再建するための備えとして活用する。

2) 火災保険の補償・・・以下のような事故に対して補償する。

(火災・爆発)

タバコの不始末やガス漏れによるものなど日常生活でも生じる火災や爆発事故。

(落雷)

過電流により家電製品が壊れた場合など

(風災・ひょう・雪災)

台風で屋根瓦が剥がれた、豪雪で屋根が破損した、台風で窓ガラスが割れて、風雨が入り家電製品が壊れた等。(注：窓を締め忘れた場合は補償対象外となる)

3) 水災の補償・・・以下のような事故に対して補償する(水災の補償をセットにした場合)

・建物では：水で床上浸水。建物の壁や床が損傷した／台風で河川が決壊し建物が流された／集中豪雨で、土砂崩れが起きて建物が全損したなど。

・家財では：床上浸水が発生した際、1階の家電製品、家具などが使えなくなったなど。

4) マンション総合保険(参考)

マンション保険はマンションの共用部分を保険の対象としたマンション管理組合向けの火災保険。

3-2 地震保険の概要(火災保険とセットで加入が原則) 火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で保険金額(契約金額)を設定。

1) 保険制度は「地震保険に関する法律」に基づいて運営されている。地震・噴火またはこれらによる津波を直接・間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失によって、保険の対象(建物・家財)に生じた損害が、下記の損害の程度となったときに保険金が支払われる(下表参照)。地震後の火災の場合は地震保険でなければ補償されない。

2) 地震保険の保険金・・・地震保険は、火災保険と異なり修理費、再建費、再購入費ではなく、地震保険金額の一定割合が保険金として支払われる。

3) 地震保険の損害認定・・・地震保険の損害認定は「損害認定基準(地震保険損害査定指針)」に基づいて行われる。

(参考)

地震保険の損害区分は全損、大半損、小半損、一部損となっており、「被災建築物応急危険度判定」や「災害に係る住家の被害認定」における区分とは表現が異なる。

2017年1月1日以降の地震保険始期契約(※)			
区分	損害の程度(建物)	損害の程度(家財)	支払保険金
全損	軸組・基礎・屋根・外壁等の主要構造部の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の主要構造部の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	軸組・基礎・屋根・外壁等の主要構造部の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	軸組・基礎・屋根・外壁等の主要構造部の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

※2016年12月31日以前の地震保険始期契約は損害の認定区分が全損・半損・一部損の3区分になります。

4) 地震保険の引受限度額

地震保険の保険金額は、以下の金額を限度に設定するように決められている。この限度額を上回っている場合には、引受限度額に対する割合で保険金を削減して保険金が支払われる。

保険の対象	適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

3-3 地震保険の損害認定に関する基準

1) 損害調査

地震保険の損害調査は「地震保険損害査定指針※」に基づいて行われる。地震が発生した場合、損害調査が必要となる保険の対象物件が広範囲に一時に大量に発生することが予想されるため、できるだけ短期間に公平かつ円滑に損害認定を実施しなければならない。

※地震保険損害査定指針：損害認定基準の具体的な実施運用を確保するとともに、保険約款を補完し、迅速・的確・公平に損害認定を実施するための作業マニュアルとして整理したもの。

2) 損害調査の進め方

建物の損害調査と家財の損害調査がある。建物構造別に木造建物、鉄骨造建物、鉄筋コンクリート造の3種類の地震保険損害調査書を用いて調査を行い、地震保険損害認定基準表から建物の主要構造部の損害割合を算出・合計して、損害程度（全損・大半損・小半損・一部損）を認定する。家財については生活用動産損害認定基準表で損害割合を算出・合計して損害程度全損・大半損・小半損・一部損）を認定する。

4. 大規模災害発生時の対応

保険金の支払について

- ・風災・雪災：主に被保険者から提出された損害状況を撮影した写真と修理見積書から支払保険金を算出。
- ・水災・地震：保険会社は現地で損害状況を確認して支払保険金を算出。

○風・雪災の場合

	風災	雪災
支払対象となる損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風で屋根瓦が壊れた (剥がれ、ずれ等) ■ 風でカーポートが倒れた ■ 風で屋根が損傷し、損傷個所から雨水が浸水し、室内に水濡れした 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 雪の重みで屋根瓦が壊れた ■ 雪でカーポートが倒れた ■ 屋根に積もったが落ちる際に軒先や樋が変形した
支払対象とならない損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風による屋根や外壁などの損壊が原因でなく大雨や経年劣化で生じた単なる「雨漏り」 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 軒先でたまった融雪水の雨漏り ■ 壁などにしみこんだ水分が凍結・膨張したことで生じる「凍害」

○水災の場合 (水災を不担保にした契約の場合は支払対象外)

水災とは、洪水、高潮、土砂崩れ等による損害のことをいう。水災は対象建物に床上浸水した場合や、土砂崩れによって保険の対象に損害が生じた場合に支払対象となる。

水災	
支払対象となる損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 床上浸水※ (主に住宅) ■ 地盤面から45cmを超える浸水※ (店舗・事務所等) ■ 土砂崩れや浸水などの水災による被害で、30%以上の損害が発生した場合
支払対象とならない損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 床下浸水 (主に住宅) ■ 地盤面から45cm以下の浸水 (店舗・事務所等) ■ 「雨漏り」などによる水濡れ被害

表中の用語の定義

※床上浸水

■ 居住の用に供する部分 (畳、カーペット、フローリング等) 以上に浸水した場合です (土間/玄関/店舗フロアへの浸水は「床上浸水」となりません。)

■ 床板・畳等の隙間から水がにじみ出る状態も「床上浸水」とみなします

■ 地下にある畳等の居住用の部屋に浸水した場合は、「床上浸水」とします

※地盤面から45cmを超える浸水

■ 建物の基礎盤が乗っている「地盤面」から計って45cmを超えて浸水した場合をいいます (敷地に面する道路などを基準とした浸水深さではありません)。

○地震の場合 (地震保険加入者が対象)

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする「火災」、「損壊」、「埋没」、「流失」による損害のことをいう。地震 (地震による火災含む) による損害は、地震保険の対象であり、火災保険では支払対象とはならない。

地震	
支払対象となる損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震で建物が倒壊し、屋根・柱・外壁・基礎などの主要構造部に大きな損害が生じた ■ 地震による火災で、建物が全焼した
支払対象とならない損害 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震で塀やカーポートの倒壊など、主要構造部以外のみに損害が生じた

ドローンを活用した防災支援について

災害発生時にドローン部隊を被災地に派遣し、災害対策本部の業務を支援。

ドローンを用いた具体的なメニューは下表のとおり。(実飛行時間最大で 90 分程度が目安)

番号	項目	概要
①	上空からの撮影	上空から任意のポイントの画像(静止画、動画)を撮影します。撮影した画像は主催者に提供します。
②	上空からの音声での情報提供	拡声器を搭載したドローンを用いて、上空から音声による情報提供を行います。撮影画像をもとに、上空から避難誘導等を行うことができます。(音声は飛行場所近くから発信します。)
③	赤外線カメラと可視光による同時撮影	赤外線カメラと可視光カメラを同時に撮影することで、効果的に不明者捜索等を行うことができます。
④	モバイル回線によるリアルタイム映像伝送	ドローンで撮影した画像(動画)を、モバイル回線を通じてリアルタイムで伝送し、大画面等で共有することができます。(画像はデモ飛行場所近くで共有することを想定しています。場所が異なる会場間で実施する場合はオプション料金が必要になる場合があります)
⑤	物資輸送(3kg程度以内)	軽量物の物資(3kg程度)を輸送します。物資輸送距離について、物資輸送は同一会場内で、距離は約100m未満を想定しています。それを超える遠距離等の場合は条件により別途料金が必要な場合があります。

以上

(文責 庫川尚益)

 研修参加者

中田準一、大塚雄二、郡山 毅、宮島 亨、岡本 正、飯島信樹、木村 孝、松田 武、
 上山 寛、松崎敏光、杉山貞利、郡山貞子、徳田精久、上野雄一、庫川尚益、(15名)

(以下は参考 by kurakawa)

支払い保険金の削減について (損保ジャパン HP より)

よほどの巨大地震が発生しないかぎり、地震保険金が全額支払われることとなります。

ただし地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府による再保険制度が導入されており、1回の地震による保険金の総支払限度額が12兆円(令和3年4月現在)と定められています。よって、1回の地震等によって損害保険会社全社の支払うべき地震保険金総額が12兆円(令和3年4月現在)を超える場合は、保険金は次の算式で計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{支払保険金} = \text{全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金} \times \frac{12.0 \text{ 兆円}}{\text{全損害保険会社が支払うべき地震保険金総額}}$$

財務省 HP「地震保険制度の概要」より

地震保険の概要

- ・地震保険の対象は居住用の建物と家財です。
- ・火災保険では、地震を原因とする火災による損害や、地震により延焼・拡大した損害は補償されません。
- ・地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となりますので、火災保険への加入が前提となります。地震保険は火災保険とセットでご契約ください。すでに火災保険を契約されている方は、契約期間の途中からでも地震保険に加入できます。
- ・地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任の一定額以上の巨額な地震損害を政府が再保険することにより成り立っています。

政府による再保険

- ・地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理しています。
- ・1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額を超えない範囲内のものでなければなりませんとされています。
- ・現在、その金額は11兆7,751億円であり、民間保険責任額と合計した1回の地震等による保険金の総支払限度額は12兆円です。
- ・総支払限度額は、これまでも関東大震災クラスの地震と同規模の巨大地震が発生した場合においても対応可能な範囲として決定されています。過去、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの巨大地震が発生した際にも、保険金の支払額は総支払限度額内であり、円滑に保険金が支払われております。
- ・なお、万一、この額を超える被害地震が発生したときには、被害の実態に即し、また、被災者生活再建支援制度の活用など他施策も考慮しつつ、保険制度の枠内にとらわれず幅広い観点から、財源の確保も含め、適時適切に政策判断が行われるものと考えております。